

平成26年度における森林総合研究所の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

平成26年5月20日

独立行政法人森林総合研究所

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成26年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下 同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、好事例等を所内全てに周知徹底すること等により推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に準ずるとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本所、林木育種センター、支所、多摩森林科学園、育種場、森林農地整備センターの全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する課（以下、「調達担当課」という。）は、「別紙1」の【物品・役務の品目分類】を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、契約事務取扱規程（平成13年森林総研第86号）第25条第1項（11）を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、所内に「別紙2」のとおり連絡会議を設置する。

なお、連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当課に対し指導・助言等を行う。

3 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当課は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を用度課に報告する。
- ② 用度課は、①による各調達担当課からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに森林総合研究所ホームページに公表するとともに、農林水産省を通じて厚生労働大臣に通知する。

別 紙 1

【物品・役務の品目分類】

種 別	品 目	具 体 例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特別子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等から物品等の調達の推進体制
障害者就労施設等からの物品等の調達推進
所内連絡会議

総括責任者：総括審議役

副総括責任者：総務部長

メンバー：用度課長

林木育種センター管理主幹

北海道支所庶務課長

東北支所庶務課長

関西支所庶務課長

四国支所庶務課長

九州支所庶務課長

多摩森林科学園庶務課長

北海道育種場連絡調整課長

東北育種場連絡調整課長

関西育種場連絡調整課長

九州育種場連絡調整課長

森林農地整備センター財務課長

事務局：用度課

本所、林木育種センター、支所・科学園、育種場、森林農地整備センター
各調達担当課